

平成27年宇治田原町決算特別委員会

平成27年9月28日

午前10時開議

議事日程(第4号)

- 日程第1 総括審議
- 日程第2 議案第55号 平成26年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第56号 平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第57号 平成26年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第58号 平成26年度宇治田原町介護健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第59号 平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第60号 平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第61号 平成26年度宇治田原町水道事業会計決算認定について

1. 出席委員

委員長	2番	内田文夫	委員
副委員長	3番	山内実貴子	委員
	1番	稲石義一	委員
	4番	安本修	委員
	5番	今西久美子	委員
	7番	垣内秋弘	委員
	8番	奥村房雄	委員
	9番	原田周一	委員
	10番	上林昌三	委員
	11番	谷口重和	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員           なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町                    長	西 谷 信 夫 君
副        町        長	田 中 雅 和 君
教        育        長	増 田 千 秋 君
理 事 兼 総 務 課 長	山 下 康 之 君
理 事 兼 企 画 ・ 財 政 課 財 政 課 長	小 西 基 成 君
理 事 兼 福 祉 課 長	大 江 輝 博 君
理 事 兼 建 設 ・ 環 境 課 建 設 課 長	光 嶋        隆 君
企 画 ・ 財 政 課 企 画 課 長	奥 谷        明 君
企 画 ・ 財 政 課 課 長 補 佐	村 山 和 弘 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 ・ 会 計 課 長	馬 場        浩 君
戸 籍 ・ 保 険 課 長	長 谷 川 み どり 君
健 康 長 寿 課 長	黒 川        剛 君
産 業 振 興 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	野 田 泰 生 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	久 野 村 観 光 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（内田文夫） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、決算特別委員会を開きます。

既に決算関係7議案全て個別審査並びに現地審査を終了しておりますので、日程第1、総括審議に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田文夫） 異議なしと認めます。

直ちに平成26年度決算関係の付託7議案に対する総括質疑を行います。

通告者は挙手をお願いします。今西委員。

○委員（今西久美子） 改めまして、おはようございます。

それでは総括質疑ということで、私のほうからは1点に絞りましてお聞きをさせていただきます。

中小零細業者の支援についてお聞きをいたします。

地域経済の担い手であり地域社会の支え手でもある小規模事業者を支援することは、地方自治体にとって大事なことであると考えております。

自治体の取り組みに際しては、1つ目には中小企業振興基本条例の制定、2つ目には悉皆調査（全数調査）であります。3つ目には産業政策会議の3点セットが重要であると、このように言われております。

とりわけ行政主体の悉皆調査が鍵であります。個別審査の中で、町内業者の状況を聞き取る訪問調査についてはこれからだというご答弁もございましたけれども、全国的な例を見てみますと、全事業所調査に取り組んだ自治体職員自身が中小企業、小規模事業者の役割の重要性を実感し、それがそのまちの産業政策を進める上で大きな力になったと、このような事例もございます。

私はずっとこの間、地元商店や業者さんへの聞き取り実態調査を求めておりますけれども、昨年の予算委員会ではこのように答弁をされております。「企業の実態や賃金体系をつかんでおくことは非常に重要で大事である」と、「全ての商店等に聞き取りの調査ができるかどうかというのは今後の課題であり、機会を見つけて企業や関係団体等から聞き取り調査をしながら検討したい」と、このようにお答えをいただいております。しかし、その後1年半がたちますけれども、いまだできていないというのがこの間の実態であります。今後やっていくというご答弁ございましたけれども、この際、先ほど申

しました悉皆調査ですね、全数調査を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、個別審査の中で、公共事業を地元業者に発注することで地域経済の活性化を図ると、こういった方針で26年度については一定功を奏したのではないかとの認識が示されました。ただ一方で、競争入札資格のない小さな業者さんや一人親方のような多くの方については手つかずではないでしょうか。こういう業者さんを自治体に登録をして小規模な工事を発注する小規模工事登録制度の実施をしてはどうでしょうか。全国的には多くの自治体で取り組まれている制度であります。

さらに、住宅リフォーム助成制度の創設については、この間何度もお願いをしてまいりましたけれども、その後の検討結果についてお聞きをいたしたいと思います。

○委員長（内田文夫） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、今西委員の総括質疑についてご答弁を申し上げます。

まず、中小零細企業の支援についてでございます。

町内業者の聞き取り、訪問調査につきましては、先般の決算特別委員会でご答弁を申し上げますとおおり、聞き取り調査を行い、町内業者の現在の状況について把握してまいりたいと考えておるところでございます。今後、調査内容を整理し、調査対象を業種ごとに抽出するなどの方法等も検討し、調査を行ってまいりたいと考えております。

また、ご提案のありました小規模工事等希望者登録制度は、一定金額以下の工事の発注は原則として小規模登録によるものに発注するものであり、制度を導入した場合、現行の入札登録をした業者は企業規模の大小にかかわらず、一定の金額以下の工事の受注機会は原則として失われることとなります。また、建設業の許可などの資格を要件としないため、工程管理能力等を客観的に判断することが困難であることから、現時点においては導入を考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、以前から一般質問等でご要望いただいております住宅リフォーム助成制度について、検討はさせていただいたところでございますけれども、町として基本的な考え方は、特定の業種に偏り過ぎることから総合的な業者支援対策としては適当でない判断しており、今後も住民の安心・安全や、また高齢者、障がいのある方への対応といった施策的目的に沿った住宅リフォームに対して重点的に支援を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 今西委員。

○委員（今西久美子） それでは、2回目の質問をいたします。

町長は、これまでの民間の経験から弱者の気持ちが、弱い立場の方の気持ちがよくわ

かると、このようにずっと言ってこられましたけれども、私は、実際は町長になってから本当にわかっていただけていないと、このように感じております。町長さんには、もっと住民の声を直接聞いていただきたい。声なき声をぜひとも聞いて、それを町政に反映させていただきたい、このように考えております。

先ほど申しました業者さんの実態調査ですけれども、これは今後いろいろ検討もしていただけるということですが、私は商工会や担当課任せではなくて町長みずから実行していただくよう求めたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（内田文夫） はい、どうぞ続けてください。

○委員（今西久美子） 続いてよろしいですか。

それと小規模工事登録制度でございますけれども、現在考えていないということですが、多くの自治体で実施をされております。ぜひともご検討いただきたい。公共事業を地元業者に発注して仕事がふえれば、地域経済の活性化につながるというふうには考えておられますよね。この間そういう対応もしてこられました。しかし、入札に参加ができるのは本当に一部の業者さんであります。この小規模工事登録制度では、先ほど言われた課題はあるかと思えますけれども、自治体が発注する土木、建築、電気、内装仕上げ、板金、塗装、ガラスや造園などなど多岐にわたる小規模工事に、今まで指名競争入札の参加資格登録をしていなかった人も登録をでき、仕事を受注できることにつながります。さらに裾野が広がるわけです。

考えていないということでしたけれども、ほかの実施されている自治体の調査ですね、ぜひともしていただいて、ご検討いただきたいと思えます。再度ご答弁をお願いします。

それともう一つ、住宅リフォーム助成制度について、特定の業者に偏ると、以前そういうお話をずっとされてこられました。しかし、この制度については、本当に多種多様な業者さんに恩恵があるという実績もほかの自治体では出ています。また、国の地域消費喚起生活支援型の交付金としても認められているということで、これを活用して実施をしておられる自治体もございます。

この交付金についてはプレミアム商品券と、こういうこともされてこられましたけれども、今後については、ぜひこういう交付金も使って前向きにご検討いただきたい。高齢者や障がい者に限ってということですが、地元業者さんの育成、また地域経済の活性化、さらには住民のリフォームが進む、この間ずっと言っていますけれども、耐震化の問題も深刻でありますし、またトイレの水洗化の問題も課題として宇治田原町としては抱えておりますし、こういう工事にも使えるということで、ほかの自治体では進

んだという、そういう実績も報告をされております。ほかの自治体の実情も、今まで調査もしていただきましたけれども、いかに本制度が地域経済の活性化に寄与しているか、どれだけの経済効果があるかといったところもきちんと聞いていただいて、再度ご検討を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（内田文夫） 町長。

○町長（西谷信夫） まず、町内の中小零細業者に対してでございますけれども、臨時町長室等いろんな機会を捉まえて、今までいろんな意見を聞いてくる。商工会だけでなく、というふうなこともございまして、そういった面ではそういう機会を捉まえて、いつも皆さんには町長室のドアを開けておりますので、いつでもお話があれば来てください、そういう姿勢を変わず今後もいろんなご意見を賜りたいというふうに考えておるところでございます。

また、小規模工事等希望者登録制度でございますけれども、近隣市町村というか他市町村のところも取り組んでおられるところはあるということでございますけれども、そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、工程管理等の能力、そういう部分では、しっかりとその辺ができるのかということもやっぱり判断していかなければならないことございまして、そういった中で、地元の中零細企業を育てる、これは、私はいまだに以前と変わらずそういう気持ちを持っておるところでございます。そういった中で、今後はどういった形でまたそういう形で支援できるのか、そういうことは常々考えていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それと、住宅リフォーム助成制度でございますけれども、高齢者、障がいのある方への対応、これはもちろんでございます。また、違う面で言えば、そういったリフォームに際しまして、森林・林業の振興、こういった面でも町内産財を使っていただける方法、また今回、森林環境税というのが来年度導入される予定ということでございまして、そういった中でも間口が広がるのではないかとというふうに考えておりました、そういう面からどういう形のものかというのは検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 今西委員。

○委員（今西久美子） 臨時町長室を開いていると、町長室もいつもあけているということですが、私、来られる方は、それはそれでいいと思うんです。町長にいい話しにいこうということで臨時町長室に来られる、町長室に来られる方はそれでいいと思う

んですけれども、ほとんどの住民さんがそういうことはされない。そういう意味では、本当に声なき声を聞くという意味では、町長みずからが出かけしていく、この必要は非常にあるというふうに思っていますので、強く要望をしておきます。

それと、宇治田原の中小業者さんを育てる、このことについては、町長も認識をしっかりといただいていると思っています。支援の方法はいろいろあるかと思っておりますので、宇治田原に合った、そういう方法をぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

この間、町内の中小業者さん、廃業もかなりございますし、また後継者不足ということも深刻であります。営業が成り立てば、やはり後継者の問題も解決していくんではないかというふうに思います。仕事がふえるということが一番だと思いますので、先ほど申しました小規模工事登録制度や住宅リフォーム助成制度、非常に有効だというふうに私は考えておりますので、ぜひとも前向きなご検討をよろしく願いいたしまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（内田文夫） 通告者、挙手を願います。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） それでは、私のほうから3点ございますが、まず1点目は山手線につきまして質問いたします。

山手線については、平成3年都市計画道路として計画されてから24年が経過しますが、昨年2月の住民会議が設立されるまで、特に具体的な大きな動きがなかったわけでございまして、進展がなかったところがございます。計画時点から概略ルートはほぼ決まっておりますが、概略設計において起伏の富んだ形状で多少コースの見直しも検討が必要ということで伺ってきましたし、そのことで最終まだロックされていませんが、確定されていない残された部分、特に中間3, 587mが平成35年に完成予定の新名神とあわせて完成さすためには、逆算しても待ったなしの状態であるというふうに思います。少なくとも、やはりルートの確定だけでも早急にすべきと思いますが、当局側についてはどのような判断をされているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（内田文夫） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、垣内委員のご質問にお答えを申し上げます。

宇治田原山手線の整備区間につきましては、新名神高速道路の事業再開に合わせ取り組みを進めていただき、住民会議の活動が京都府に通じるところとなり、山田知事から前向きな発言もいただいておりますのでございます。

ご指摘のとおり、これまで20年以上にわたりまして何度も何度も要望を重ねてまい

りますが、その都度、京都府との温度差等を感じていたところでございますけれども、オール宇治田原の思いが一つのドアを開ける大きな力となったと深く感謝をしておるところでございます。

この発言を受けて、京都府との協議がスタートし、課題整理として、まちづくり計画と道路の役割、また国道307号線と宇治田原山手線とのあり方、また整備に関するルート案の検討を行っておるところでございます。

また、新名神高速道路供用との関連もございます。時間的な余裕がないのも事実であると認識をしておるところでありまして、道路整備するに際しまして、問題点等々クリアしなければならない事柄も現在協議を行っているところでございます。

そういった中で、京都府において本年度に調査費、道路予備設計ではございますけれども予算化をいただいたところでございまして、最終的にどのタイミングで道路整備に係るルートを含めた計画概要を固めるかにつきましては、引き続き京都府と鋭意協議を行っているとございまして、その動向により判断されるものと認識をしておるところでございまして、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 過日8月28日に山手線の早期完成を目指す住民会議のイベントが開催されました。町長も出席していただいたわけですが、盛り上げ運動と啓発活動を推進しながら、早期完成に向け住民の期待も非常に大きいわけでありまして、町長も本町の最大の課題の一つとして、一丁目一番地ということでも言われております。

特に太いパイプを生かして、何としても速やかに動き出していきたいと思っております。現時点で平成34年度までの工程表、スケジュールを示して、少しは見えるようにしていただきたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○委員長（内田文夫） 町長。

○町長（西谷信夫） 早期完成を求めるイベント8月28日、皆さんには大変お世話になりました。ご苦労さんでございました。そういった声は必ず京都府にも届いているわけでございまして、そういった中で、地元の国会議員等々にもいろんな形で知事さんに対しても強力的に要望していただいております。35年までの工程方法ということでございますけれども、今すぐお示しできれば、私が一番そういうことをしたいというふうに思っておりますけれども、なかなか今現在検討中ということで、検討会のほうで協議を進めていただいておりますので、できるだけ早くお示しできるように今後も要望してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 8月に、議会といたしましても議会報告会をやったわけです。その中で、住民からの意見として「山手線と言われるけど、一体どこを通るんや」と、これは本来その通る部分と、その方は概略コースも多少わかってないのかなと思うんですが、少なくともそういったものをPRしながら、ここは確定したと、確定することによって一歩進むわけですから、そこで、やはり進んだなという住民のイメージも大きく変わってくるわけです。そこら辺をよろしくお願ひしたい。

特に、このコースを確定してから、手順としては地元説明とか用買とか、あるいはまた、工事施工に至るまで相当な年数がかかると思います。今現在、新名神としてもいろんな分野をくぐりつつ着々と進められておりますけれども、相当な年数もかかると。これは、何年ぐらいこの最初から、確定してから、コンクリートしてから完成まで何年ぐらいかかるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（内田文夫） 町長。

○町長（西谷信夫） 事業が確定してからというのは、地元の説明会や用地の買収等々、そういった中での年月がかかるということでございますけれども、今現在そのルートがどういうルートになるかということは今鋭意検討中でございますして、ある程度ルートが定まれば、ある程度の期間は申し上げられると思ひますけれども、今現在まだその部分を検討中でございますして、その工期についてはなかなか事業化してから何年で完成できますということとはちょっと今申し上げることができない状況でございますして、そういうことが確定次第またご報告させてもらいたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） いや、今の町長のその答弁はおかしいと思ひますよ。

基本的に、ルートそのものが一からスタートするんであれば、そら何年ぐらいかかるとかいうのは一からの計算ですから見通しも立たないと思ひますが、もうほぼルートは決まっています、最終の確定するようなコースはちょっといじくったらそれで確定やというところまで来ているわけですね。そこからスタートして工事が完成するまで、例えば、今からでしたらもう7年半しかないわけですよ。逆算したら、例えば工事に3年かかるとか4年かかるとか、設計に1年かかるとか、用買ひに例えば1年かかるとか、説明に1年かかるとか、こう計算していったらもうリミットタイム。ですから、そこら

辺をもっともっとシビアに計算してもらってやってもらわないと、本当に町長の話聞いたら余り口先だけという話、伝わってくるわけです。そこら辺どうなんですか。

○委員長（内田文夫） 町長。

○町長（西谷信夫） 20数年前に都市計画決定、打たれておるルートはあるわけでございますけれども、そういった中で、町道との接し方、これが高架になるのか平面交差になるのか、いろんな部分を今検討していただいておりますのでございまして、そういった中で、どういう候補になるのかは、やっぱりルートが決まらないことにはなかなか申し上げることができないということでございまして、何も私、いいかげんなことを言っているつもりは全くございませんでして、現状の今、本町との検討会の中で、どこが一番どういう形で進めていくのがいいのか、これは現実にやっていただいておりますのでございまして、その辺はご理解賜りたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） これ以上申し上げても、堂々めぐりみたいな感じになると思いますんで、これは、やはりスケジュール表といいますかね、先ほど言いましたように工程表をつくっていただいて、そして、その概略のマックスこれぐらいかかるというやつを示していただいて、逆算して今の時期に何をやらないかんと、そこから着実に取り組んでいただくということと、それから、その先ほど言いましたように、中間の3, 587mの部分、じゃ南の栗所のところからかかるのか、あるいはまた工業団地の新都市道路のところからかかるのか、あるいはまた工業団地のほうからかかるのか、ちょっとずつでもいいですから、やっぱり見通しを立ててもらって。

何か今の話で聞きますと、京都府任せとか、いや、事があつたら進めるけれども、今の状態ではどうしようもないというような感じを受けますので、そうじゃなしに、町長みずから先頭に立ってやろうと。住民会議も盛り上がっていますんで、そこら辺をやっぱり強い姿勢で、町長もその職務を、命をかけてやるというようなこともおっしゃっていますので、そこら辺を含めてよろしく願いしたいと思います。

それでは、2点目の各種予防接種等の対策事業についてお伺いしたいと思います。

ここでは、子宮頸がんワクチンの接種につきまして、ちょっと特異な例で最近の状況も踏まえまして申し上げたいと思います。

この件に関しましては、国は6年前から実施を促してきました。原因不明の全身の痛み等副作用とも言える症状が全国的に発生していることは皆さん方ご承知のとおりであ

ります。この前少し報道を聞いていますと、81名の方が審査対象になっているという  
ようなことも言われておりました。

国は、今でも問題はないと接種に規制を設けるような取り組みをしていません。本町  
におけるワクチン接種者は平成25年度が32人、平成26年度は1人であります。こ  
の数字から見ても、警戒していることは数字が物語っていると思います。

本町における接種者の中で障がい、異変症状が発生している人はいないのか、数字の  
実態を見たときに現状をどのように判断されているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（内田文夫） 町長。

○町長（西谷信夫） 現時点での子宮頸がんワクチン接種者の中で副反応が発症したとい  
う事例はないと認識をしておるところでございます。

過日の新聞報道では、ワクチンの販売開始、平成21年12月から26年11月まで  
の接種を受けた338万人のうち、健康被害の報告があったのは2,584人、接種者  
の約0.08%とありましたけれども、この割合は、他のワクチン接種による副反応よ  
り大きな数値となっているところでありまして、現在も積極的な勧奨を控えておるこ  
ろでございます。

窓口で接種相談をされた際には、このような状況を説明し、また、保護者の判断をお  
願いしているところでございます。昨年度接種された方が1人であったことは、副反応  
事例が多いことと、また窓口でのそういった説明によるものと考えているところござ  
います。

今後とも最新情報の入手に努め、適切な助言を行った上で対応してまいりたいという  
ふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） この問題につきましては、非常に悩ましい問題といたしますか、複雑  
な絡みもあろうかと思えます。そういった中で、今後のやはり本町のスタンス及び国に  
対しての働きかけをどのように行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（内田文夫） 町長。

○町長（西谷信夫） 国に対してということでございますけれども、全国的なそういった  
副反応事例等々情報収集するとともに、何が原因なのかということも、やはり国に対  
しても聞いていかなければならないというふうに思っておりますけれども、住民さんに対  
しても、しっかりと情報提供してまいりたいというふうに考えております。以上ござ  
います。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） やはり行政として住民に対して、また対象者の人に対して、受けられる方、受けられない方含めまして、その辺はやはり要注意しながら慎重に取り組んでいただくようよろしくお願ひしたいと思ひますし、国に対しても強い要請なりフィードバックをお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目の集落内の生活道路改良事業についてお伺ひしたいと思ひます。

過日、現地調査で主要町道、いわゆる新主要町道の新設改良事業を見させていただきました。その感想では、宇治田原町はまだまだ財政に余裕があるなど、こう強く感じたところでもあります。私が本日申し上げる内容につきましては、その100分の1あるいはまたその数百分の1とも言えるぐらいの財政規模の話でございまして、大きな話ではございませんが、生活道路の舗装の問題についてお伺ひしたいと思ひます。

過日の委員会審査の中でも、稲石副議長のほうから主要町道、生活道路、あるいはまた安全ビラとか箇所づけの話とかおっしゃっていました。それにも多少関連するわけがありますが、集落内における生活道路について、一例を挙げて当局の考え方を確認しておきたい、このように考えます。

現在、町道で私の近くで下水道の本管が通っているところで舗装がされていないところが存在するわけがあります。下水道本管を入れたときはどのような状況であったのか、当時のことはちょっとわかりませんが、いずれにしても、それなりの位置づけの町道であるというふうには通常は認識するわけでございますが、それは当局側がどういふふう判断されるかわかりませんが、通常はそういうような思いであります。

本来ならば、舗装もしないところには下水道の本管などは通さないのが通例だろうというふう思うところでございます。そのあたりの何か基準とか、舗装に対する何かその枠、そういったものがあるのかどうかお伺ひしたいと思ひますし、現状は本管を埋設されておりますので、私としては、あるいはまた区の要望からも出ておりますし、毎年出ております。そして、近隣の住民の方も要請が非常に強い、こういった部分に対して、当局側はどのような考えを持っておられるのかお聞きしたいと思ひます。

○委員長（内田文夫） 町長。

○町長（西谷信夫） 集落内の町道につきまして、主に生活道路を中心に住民の皆さんのニーズにお応えできるような形で、できる限り維持管理に努めておるところでございます。

垣内委員ご指摘のとおり、下水道管渠を埋設した町道でアスファルトがされていない

ところは現状でございます。下水道の整備につきましては、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的に取り組んでいるものでございますので、下水管、管渠を埋設する町道が未舗装でありましても、下水道整備は行うものでございます。

また、管渠埋設後の路面復旧につきましては、原型復旧を基準に行っておりますので、未舗装かどうかは、その原形によるものでございます。なお、下水道管渠埋設時が未舗装であったとしても、その後の利用形態や、また維持管理状況を考慮しながら対応していくように考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） それでは、本町において、町道全体の中で生活道路として使用されている分で未舗装道路は何カ所ぐらいあるのか提示願いたいと思いますし、今町長は、本管は通っているけど、あるいはまた未舗装の部分があるという話もされました。それは、具体的に箇所が何カ所ぐらいあって、どこなのか、ちょっと教えていただきたいと。

○委員長（内田文夫） 町長。

○町長（西谷信夫） 生活道路の中で未舗装がどれだけあるのか、また下水管渠が埋設されている部分での未舗装がどれだけあるのかというのは、今資料を持ち合わせておりませんので後日報告させていただくということで、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 後日ですか、今すぐできないですか。

○委員長（内田文夫） どうされますか。

（「委員長、暫時休憩したらどうですか」と呼ぶ声あり）

○委員長（内田文夫） とりますか。暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時43分

○委員長（内田文夫） それでは、休憩前に引き続きまして質疑を再開します。

答弁、町長。

○町長（西谷信夫） 生活道路という切り分けでは、なかなかその資料がございませんでして、町道としましては本町の町道の実延長は17万3,248mございまして、そのうち舗装済みの分が11万6,426mということで、67.2%が舗装されているということでございまして、そのうち生活道路という切り分けのちょっとデータがござい

ませんので、ご理解賜りたいと思います。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 肝心の生活道路の区別がないという部分、そこが本来聞きたいわけで、そんな山道とか田んぼ道に近いようなところを舗装どうのこうの言うてるわけじゃなしに、今現在言うているのは、生活道路の、家が建っていてその近隣、その近くが舗装できていないという部分について、どの程度あるのやという話をしているわけでありませう。

各地域、区なりのところから、いろいろ舗装の要望も出てきていると思うんです。その今現在、要望は何カ所ぐらい出ていて、高い順に優先順位としてどんな順番になっているのか提示していただければありがたいんですが、町内で。

○委員長（内田文夫） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 26年度、町に対しての舗装してくれという要望は1件ということを知っておりますけれども、どういった基準で優先順位を考えていくのかというのは、やはり利用頻度と、それからまた安心・安全面、やはりこの辺十分考えていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 今、町長から安心・安全面、この辺を最優先するという話でございます。

当該道路、今申し上げている内容の道路につきましては、日常生活で行き来したりする道路でもありますし、また、防災訓練等々につきましては、その道を通って1次避難所とか、あるいはまた1次待機所へ行く道にも使っておるわけですね。どっちかいうたら、早い話が勝手道みたいなところもあるんですけれども、近道という部分でいきますと、その道を通るということでございます。

その道を、じゃ今、町として、1件というのはこの部分だろうと思うんですが、今その舗装に対して舗装はなかなかできないという部分の、将来はわかりませんが、今現在まだできていないことは、そういうような判断に苦しんでおられると思うんですが、舗装するときの条件、じゃ今後どういうふうな形をクリアすれば舗装できるのか、そこら辺はどうなんですか。

○委員長（内田文夫） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 舗装の条件でございますけれども、原則的には町道ということでご

ざいますが、そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、利用頻度、また安心・安全面、ただ、山のほう向いて行くのに誰も民家は奥にはないというところを舗装するというのは、またこれ費用対効果ではあれかもしれませんが、やはり避難経路という意味で、もしそういうことになるのであれば、またそういう部分もやっぱり真剣に考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 町長のほうも、だんだん前向きに言葉を選んでお話しいただいております。前向きに検討するような口ぶりでございますので、ぜひ期待はしたいと思いません。

当該箇所の舗装については、一般の町道でもいろんな各レベルがあると思うんです。その中で、車がどんどん走るようなところは、やはり深く掘って舗装も分厚くする必要あると思うんですが、私が今申し上げているところは、簡易舗装的な、ほとんど人が中心になって途中まで歩くと、一部車も通りますけれども、ですから、大々的に深く掘って舗装せえという話じゃなしに、簡易舗装的な部分でいいと思うんですよ。それが、もしやるとなれば、いろんな検討をしていただかないかと思えますが。そういうような面におきましては、今後ぜひ検討するということを町長の口から言っていただきたいと思えますが、よろしくお願い致します。

○委員長（内田文夫） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 今、垣内委員からご意見いただきましたけれども、簡易舗装でもいけるということでございますけれども、そういった中で、今1次避難場所に避難されるような経路でもあろうかということをおっしゃっていただいておりますので、その分につきましても検討はしてまいりたいと思えます。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 町長もその現地のイメージがわかっていないといえますか、確認もされておらないと思えますので、ぜひ現地を見ていただいて、そして、三現主義で自分の目で確認して、今後、ぜひ進めていただくようお願いしたいと思います。

こういった内容については、今後検討するということですので、いろんな場でフォローもさせていただきたいと思えますし、私は文教のほうにおりますけれども、総産の所管の中でいろいろな形で報告もお願いしたいというふうに思ひまして、私の質問は終わります。

○委員長（内田文夫） 通告者は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 私のほうからは3点、総括質疑を行います。

まず1点目ですけれども、高齢者福祉施設整備助成についてお伺いいたします。

平成26年度には第6期の高齢者介護・福祉計画と介護保険事業計画が一体的に策定されまして、基本目標としては「宇治田原で『いきいき生活』地域での支え合い」を掲げまして、介護保険サービスの提供と円滑な制度運営など5つの重点課題を設定されました。そして、高齢者一人一人の生活の質を高め、生活機能の保持・改善につながる効果的なサービスを量的な確保だけでなく、質の確保にも留意をして提供すると基本的な考え方を整理されております。

さきの課別審査でお伺いをいたしましたとおり、本年6月時点の特別養護老人ホームの待機者は、要介護3以上の在宅の方に限りますと44人であります。これら待機者の受け皿として、小規模特養を整備し、29年度からサービス開始すると当該計画にはうたわれております。このことから、本年7月には小規模特養事業者を公募されましたが、残念なことに応募はございませんでした。このことについて、以前から申し上げてきた施設整備に当たっての本町独自の助成制度をなぜ設けられなかったのかと、その理由をお伺いいたしましたところ、1つには、京都府の情報では参入意欲のある事業者が複数あった。2つには、近隣市町で同様の助成制度を有しているところがなかった。このことから、独自の助成制度を講じなくても応募があるとの認識のもとで公募を行ったが、結果としては、その見方が甘かったと言わざるを得ないとの答弁がございました。

助成制度を設けなくても応募があればもうけもの、なければその時点で考えよう的な発想は甘いとかで済まされるものではございません。私は、本町の置かれている保健福祉の環境、とりわけ介護環境面及びマンパワーの確保状況からいたしまして、助成制度を創設して、少しでも事業者が参入しやすい環境を整えたほうがいいのではないかと、このように申し上げているのであります。

先般は、再度制度内容を整理し、本年度の事業者決定を行うべく取り組みたいとお答えになりましたが、それには予算も関係しますので、今後の取り組み内容及び日程等について再度お伺いをいたしたいと存じます。

○委員長（内田文夫） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、稲石委員のご質問にお答え申し上げます。

地域密着型介護老人福祉施設、小規模特養の公募に当たりましては、さきの一般質問や決算特別委員会等においてご答弁申し上げましたように、助成制度を有しない形で公

募を実施したところでございます。助成制度があれば、違った展開も今となればあったのかと認識をしておるところでございます。

福祉施設へのこれまでの助成につきましては、サンビレッジ宇治田原の特別養護老人ホーム、デイサービス、在宅介護支援センターなどが整備された際や、また、むく福祉会が整備しました施設等に対しまして建築費用、元利償還への助成を行っておるところでございます。

小規模特養の助成については、実施することを前提として、これらの先行事例を考慮して検討してまいりたいというふうに考えております。時期といたしましても、年内をめどに事業者募集の方法、助成内容及び事業者の決定を行い、議会にも報告させていただく中で、新年度には必要な予算措置が計上できるように進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 稲石委員。

○委員（稲石義一） ただいまのご答弁では、本年7月時点での助成制度を有しないで公募したことへの反省のコメントというふうに受けとめておきます。

次に、今後の取り組み内容及び日程についてでございますけれども、まず、施設整備の助成では、これまでに行われた先行事例、これを考慮して、実施を前提に検討していくというふうにされました。また、日程については、年内を目途に事業者応募の方法や助成内容を明確にしていく中で事業者を決定し、新年度の予算にはそのようなものが計上できるように進めてまいりたいと、こういう方向性が示されましたので、私としては7月の時点でゼロだったんで、これでは半年近く事業の取り組みがおくれるということと心配をしておったんですけれども、何とか年内にそういうようなことを固めて、取り組みを進めていくということが言明されましたので、それについては安堵しておりますのと了としたいと思います。今後につきましては、文教厚生常任委員会等も所管の委員会への報告等遺漏のないように求めて、この質問は終わりたいと思います。

次に、これもさきの課別審査でお伺いをいたしました国際交流事業についてでございます。

海外の人々との交流、言語、異文化に触れることによって、グローバル感覚の育成や多面的な価値観の獲得並びにコミュニケーション能力を高める一方で、我がまちへの誇りとか愛着心を実感することにつなげていく。このような国際色豊かな「宇治田原人」を育てるために新たな国際友好都市、できれば英語教育の強化が求められている今日、英語圏の都市と友好都市盟約の締結に向けて候補地探しに着手することを提案するもの

でございます。

まずは子どもたちへのアンケート調査から始めてみてはいかがでしょうか。誰でも自由に海外に行くことができるし、インターネットで情報が地球上を飛び交う時代でございます。もはや友好都市の時代ではない、不要ではないと主張する人もおりますが、やはりグローバル化が進展すればするほど文化的・教育的・行政的・経済的な価値観を体験することによりまして、国際対応能力を身につけることが非常に大切であると考えております。

また一方では、税金を使う以上、国際交流も住民の福祉の増進を図るための手段として、地域貢献の視点から非常に有効なものと思いますけれども、その折には費用対効果、こういった分析が必要となることは言うまでもございません。町長の国際交流に対する考え方、ご所見をお伺いいたしたいと存じます。

○委員長（内田文夫） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、国際交流についてご答弁を申し上げます。

ご存じのとおり、今までの国際交流につきましては、日本緑茶発祥の地である本町とお茶発祥の地である中国雲南省と交流を進めておるところです。

我々の経済活動の大規模化と進展、また情報通信技術の発達によりまして、人・物・金はもちろんのこと、情報を含めたさまざまなサービスが国境を越えて大量かつ瞬時に移動する時代になってきており、本町にあってもグローバル化の波を避けて通れない環境にあるところでございます。

こういった状況の中で、国際色豊かな人材を輩出していくことは、自国や本町の歴史や文化、伝統を理解することとともに、異文化を知り学ぶためのコミュニケーション能力も非常に重要なものとなってまいります。

現在、インターネットという便利なツールがあるものの、コミュニケーションを円滑に図るには人と人が直接触れ合うことが重要になるのはもちろんのこと、さまざまな習慣など知る上で対面でのやりとりが非常に大切であろうかというふうに考えておるところでございます。

現に京都市内の観光客増加に伴い、海外から本町に緑茶を購入に来られる観光客も徐々ではありますが見受けられるようになり、本町にも国際化の波がひしひしと押し寄せてきている状況でもあります。

これら本町を取り巻く環境を見逃すことなく、日本遺産にも登録されました緑茶の歴史や文化を本町の強みとして、国際化の波を生かした情報発信を積極的に行うとともに、

異文化理解を通して自国の文化や本町の持つ歴史、伝統を理解し、我がまちへの誇りと愛着を醸成していきたいと考えておるところでございます。

ご質問にございましたように、アンケートにつきましては、国際理解の教育が進んでおり、世界の中の日本を認識できる、例えば小学生では高学年、中学生では全生徒を対象に、実施に向け取り組みを進めたいと考えております。

ご承知のとおり、今日まで外国語指導助手、ALTとして8名の方にお越しいただき、本町の子どもたちに対し語学としての英語とあわせて自国の文化や歴史をご教授いただいているとともに、我が国が持つ文化や本町の緑茶の歴史など吸収していただきました。退職時には宇治田原町友好親善大使として任命し、出身国での生活のさまざまな場面で本町の情報発信をしていただくとともに、適時メールの交換を行うなど異文化の情報を届けてもらう交流も聞いておるところでございます。我々大人からすれば、これまでの経験や知識などから、ほんの小さな交流と思われがちですが、多感な時期における青少年の交流とすれば、将来をも左右する大きなものであると思います。

このような次代を担う人材を育むための機会をふやしていくには、英語圏との友好都市締結も視野に入れていく必要があると考えており、近年の国際情勢も視野に入れ、相手国の治安等も勘案しながら、英語圏での都市間交流を検討してまいりたいと思います。

なお、これらの取り組みは相手国、相手都市の思いもあるため、すぐに影響があらわれるものではなく、また子どもたちにおいても、すぐに期待する効果が出るものではないことはご理解を賜りたく存じます。

長いスパンの中で関係都市とのよい関係を進めていくとともに、本町の次代を担う国際色豊かな青少年の育成に向け、国内にある国際交流機関の支援もいただく中で取り組んでまいりたいと考えておるところであり、平成28年度当初予算において調査費等を計上してまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 稲石委員。

○委員（稲石義一） ただいまは、国際交流及び友好都市盟約に関して、町長の基本的な考え方をお伺いいたしました。

国際色豊かな人材を育成、輩出していく方法として、1つには、コミュニケーションを円滑に図るには人と人とが直接触れ合うことが重要だと、このように述べられました。2つには、さまざまな習慣を知る上で対面でのやり方が大切と、この2つの直接触れ合うことの大切さに触れられたところでございます。

また、基本的なコンセプトとしては、緑茶の歴史や文化を本町の強みとして、国際化の波を生かした情報発信を積極的に行うとともに、異文化理解を通して、自国の文化や本町の持つ歴史、伝統を理解し、我がまちへの誇りと愛着を醸成していきたいとの考え方が示されたところでございます。私もこのことについては非常に大事やというふうに思っております。

また、アンケート調査についても、一定の理解と方向性をお示しいただき、加えて英語圏との友好都市締結も視野に入れ検討することにも言及をされたところでございます。

さらには、次年度当初予算における調査費等の計上についても積極的なお答えをいただきましたので、了といたしたいと存じます。

国際友好都市における克服しなければならない課題が多く存在することも承知をいたしておりますが、次代を担う青少年の育成に向けまして、歩みを一步一步進めて行くことが大切であると考えております。

いずれにいたしましても、こういった事業につきましては、じっくり時間をかけて検討することが肝要で、アンケート調査を実施するなどにより住民の皆様の思いを把握し、友好都市への機運を高めていただく中で、また国際交流機関の支援等も仰ぎながら、友好都市盟約の締結に向けましての条件整備に精力的に取り組んでいただくよう要望を申し上げます。

最後に、さきの課別審査でもお伺いいたしました「まちづくり総合計画」と「ともに創るまちづくり推進条例」との関係についてお伺いをいたします。

当該条例は、第4次まちづくり総合計画の計画期間の半ばであります平成22年4月1日の施行となっております。いうなれば、第4次総計の精神や規範ともいべき条例でございます。構成は前文、趣旨、定義、理念、基本原則、住民憲章、住民、議会、町の役割などからなっております。第2章では、まちづくりの理念や基本原則、加えて住民憲章の精神まで規定されております。すなわち、本町のまちづくりの連続性・一貫性を保証する規範そのものと言えます。

この条例が、第4次総計の推進期間のみに適用される時限の条例であれば理解できるのですが、本町の将来のまちづくりにわたってまで規定しておりまして、すなわち第5次まちづくり総合計画におけるニュートラルな議論にまで制約すると、こういうことであるならば疑義を抱かざるを得ない。当局のご所見をお伺いいたします。

○委員長（内田文夫） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） まず、ご質問の「ともに創るまちづくり推進条例」の位置づけにつ

いてでございますが、同条例は第4次まちづくり総合計画の推進に当たり、まちづくりの課題の内容に応じて、町と住民がそれぞれの役割と責任を果たしながら、ともに手を携え、ともに考え、ともに歩いていこうという姿勢と理念をあらわしたものと捉えております。

同条例において自助・共助・公助の考え方により、まちの課題に対して適切に対応することを定めていますが、基本的な考え方といたしましては、まず行政が地域課題に対して責任を持ち、主体的に公的な活動を行う公助を第一としつつ、住民の方々みずからが自助としてその強みを生かして行っていただけること、また共助として住民同士、住民と町の協力により行うことが想定されております。

このため、第一義的には行政が必要な施策展開を行い、まちの課題を解決することが大前提と考えております。一方で、町内において自主的なまちづくり活動にご尽力をいただいている方々がおられることは本町の重要な財産であり、そうした方々には深い敬意を表するものでございます。

そこで、ご質問の第5次まちづくり総合計画との関係についてですが、同条例は町と住民とがともにまちづくりを進めていこうという理念をあらわしたものであり、必ずしも最高規範として存在するものではありません。したがって、総合計画策定にあつての直接の制約を受けるものとは考えておりません。

私の任期において初めての策定となる第5次まちづくり総合計画は、地方創生が叫ばれ自治体間競争が活発化する中、これまでのスタンスにとらわれることなく持続可能なまちづくりを進めるため、長期的な指針と位置づけております。

一方で、同条例にある町と住民が協働しながら、ともに歩いていくという考えは、まちづくりの基本的な概念でありますので、総合計画審議会の中でも議論いただき、第5次まちづくり総合計画における行政の基本姿勢にも一定反映させていただいておるところでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、本条例制定当時の背景とは異なり、地方創生元年と言われる時代の中、新しい総合計画に自治体としての生き残りをかけた対応が要請されている現時点において、行政に対する期待度に差異があるものと認識しております。こうしたことから、第4次まちづくり総合計画の終了とあわせて必要な整理を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（内田文夫） 稲石委員。

○委員（稲石義一） ただいまは、まちづくり総合計画とともに創るまちづくり推進条例との関係について、今後の方向性も含めてお答えをいただきました。

まず、当該条例については、第4次まちづくり総合計画の推進に当たっての姿勢と理念をあらわしたものであり、そこに示されている自助・共助・公助の考え方については、第一義的には行政が地域課題に対して責任を持って主体的に行動を行うことが大前提となると述べられました。

次に、当該条例は本町のまちづくり施策に関しての最高規範として存在するものではない。したがって、第5次まちづくり総合計画の策定に当たっては直接の制約を受けるものではないとの判断が示されました。

他方、町と住民が協力しながら、ともに進んで歩いていくという考え方は、まちづくりの基本的な概念でございますため、現在策定中の第5次まちづくり総合計画の行政の基本姿勢にも一定反映しているとのことご答弁がございました。これについては、当然のことであり理解をいたすものでございます。

最後に、当該条例については、第4次まちづくり総合計画の終了と合わせ必要な整理を行うとの方向性が示されましたのでし、その動向を見守りたく存じます。

いずれにいたしましても、第5次まちづくり総合計画は、さきに町長がお答えになりましたように本町の生き残りをかけた究極の指針づくりでございます。いふなれば、失敗が許されない計画でございます。今までのように絵に描いた餅や、達成されなくても何ら反省がない計画であってはならないのでございます。すなわち、これまでの計画とは行政への期待度に大きな差異があることはもちろんのことでございます。耳ざわりのよい総花的な計画はもううんざり・結構でございます、実際に計画目標を達成することによって、住民福祉の向上がかない、成熟した地域社会に少しでも近づくことができるならば、住民は多少の苦労や汗をかくことはいとわなないでございましょう。

このように、これからの10年は行政と住民双方の覚悟を高め合う時代であると考えております。町長もしっかりと本町の10年後を見据えた覚悟のまちづくりに取り組んでいただくよう強く求めて、私の総括質疑を終わらせていただきます。

○委員長（内田文夫） これで総括質疑を終わります。

引き続きまして、日程順に討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田文夫） 異議なしと認めます。

よって、日程順に討論、採決を行います。

日程第2、議案第55号、平成26年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内田文夫) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(内田文夫) 挙手多数。よって議案第55号、平成26年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定については原案どおり認定すべきものといたします。

日程第3、議案第56号、平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内田文夫) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(内田文夫) 挙手全員。よって議案第56号、平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定については原案どおり認定すべきものといたします。

日程第4、議案第57号、平成26年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内田文夫) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(内田文夫) 挙手多数。よって議案第57号、平成26年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案どおり認定すべきものといたします。

日程第5、議案第58号、平成26年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内田文夫) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(内田文夫) 挙手全員。よって議案第58号、平成26年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案どおり認定すべきものといたします。

日程第6、議案第59号、平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内田文夫) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(内田文夫) 挙手全員。よって議案第59号、平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案どおり認定すべきものといたします。

日程第7、議案第60号、平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内田文夫) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(内田文夫) 挙手多数。よって議案第60号、平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案どおり認定すべきものといたします。

日程第8、議案第61号、平成26年度宇治田原町水道事業会計決算認定についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内田文夫) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(内田文夫) 挙手多数。よって議案第61号、平成26年度宇治田原町水道事業会計決算認定については原案どおり認定すべきものとしたします。

以上で、今回、決算特別委員会に付託されました7議案の審査を全て終了いたしました。

この審査の結果につきましては、決算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛に提出いたします。

9月18日から連休を挟み本日まで4日間にわたり、委員各位の慎重な審査を賜り、ありがとうございました。

本日をもって、決算特別委員会を閉会することにいたします。どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時24分

○委員長(内田文夫) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、決算特別委員会閉会に当たりまして、一言申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私大変ご多用のところ、決算特別委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。また、本委員会は9月18日から4日間にわたりまして、各部門別の審査、現地審査、そして総括審議と連日にわたりまして慎重なご審議をいただきました。平成26年度一般会計決算をはじめ7議案につきまして、全て原案どおりご承認を賜り、まことにありがとうございます。

また、審査中におきまして各委員の皆様からいただきましたご意見などにつきましては、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうか今後ともご指導賜りますようによろしくお願いを申し上げます。また、後になりましたが、本委員会を円滑にご審議運営していただきました内田委員長様、また山内副委員長様には、心から厚く感謝を申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本当に長時間にわたりましてご苦労様でした。ありがとうございました。

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長            内   田   文   夫